

安全報告書

2023 年度

(令和 5 年度)

本報告書は航空法第 111 条の 6 に基づいて作成したものです。

sAcc 静岡エアコミュータ株式会社

1. 輸送の安全を確保するための事業運営の基本方針（規則第 221 条の 6 第 1 号）

《事業運営方針》

1. 徹底した安全運航の維持
2. 社会への貢献
3. 法令順守

《安全方針》

安全は当社の存立基盤です。私たち、一人ひとりが自己の職責とプロ意識をもち安全運航の確保のため、たゆまぬ取り組みを行います。

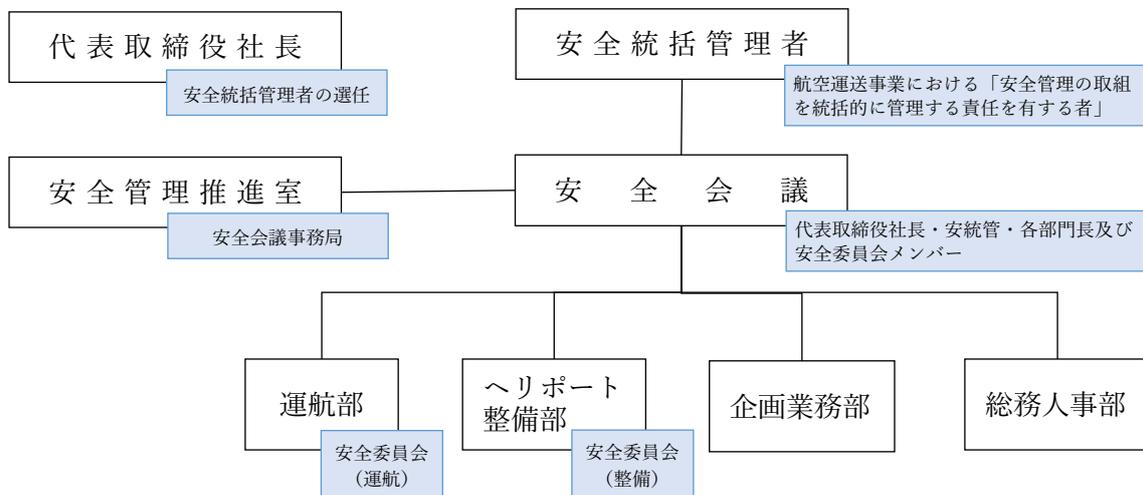
《安全に係る行動指針》

1. 法令・規程を遵守し、基本に忠実に業務を遂行します。
2. 迷ったときは安全を最優先に行動します。
3. 推測に頼らず、必ず確認をします。
4. 情報は漏れなく迅速かつ正確に伝え、安全の実現に活かします。

2. 輸送の安全を確保するための事業の実施及び管理体制（規則第 221 条の 6 第 2 号）

(1) 安全確保に関する組織の情報

① 安全確保に関する組織の関係図（2024 年 3 月末時点）



② 安全管理体制組織の機能・役割

ア：代表取締役社長（以下、社長）

安全に関する最終的な責任を有し、経営の最優先事項である安全への取組みを安全統括管理者とともに指揮します。

イ：安全統括管理者

会社の安全管理に係わる取組みを統括的に管理する責任を有し、社長を補佐し安全施策・安全投資等の重要な経営上の意志決定に直接関与します。

ウ：安全管理推進室長

安全統括管理者を補佐し、安全管理体制の有効性と妥当性に関する事項及び安全管理体制の改善の必要性について報告を行い、安全への取組みを推進します。また、社内へのSACC安全情報の提供や安全教育等の啓蒙活動を行います。

エ：安全会議

安全会議は、部門ごとでの安全に係る問題点及び必要な改善策を検討し、会社の安全管理体制の継続的な改善を図るための施策を決定します。

オ：安全委員会（各部門）

安全委員会は、各部門単位で安全に係る問題点を討議し、解決を図ります。また、自らの部門で解決できない問題点については、安全会議に諮るための調整および報告を行います。

カ：安全監査

安全監査は、安全統括管理者が指名する者を責任者として、年に1回適切な時期に会社の安全管理体制について内部監査を実施します。

③ 航空機乗組員、整備従事者及び運航管理担当者の人数（2024年3月末時点）

航空機乗組員 : 15名

整備従事者 : 18名（有資格整備士）

運航管理担当者 : 9名（航空機乗組員の兼務含む）

(2) 日常運航の支援体制

- ① 航空機乗組員、整備従事者及び運航管理担当者に係わる定期訓練及び審査の内容
「運航規程審査要領：空航第 58 条」、「整備規程審査要領：空機第 73 号」及び「航空運送事業及び航空機使用事業の許可及び事業計画変更の許可審査要領（安全関係）：空機第 68 号及び第 69 号」に基づいて各規程を設定し、定期訓練及び審査を実施しています。

これらの通達については、国土交通省航空局のホームページ

(<https://www.mlit.go.jp/koku/index.html>) をご覧ください。

- ② 日常運航における問題点の把握とその共有、現場へのフィードバックの体制
日常運航において問題が発生した場合、当該運航担当者は各部門で設定された報告書により部門長に状況を報告します。各部門でその内容を分析し、必要があれば各部門の安全委員会で再発防止措置・予防対策を実施します。会社全体で検討が必要な場合は安全会議で会社としての対策・処置を実施し、また S A C C 安全情報の配信を通じて社内に周知徹底し、安全運航を確保しています。

- ③ 安全に関する社内啓蒙活動等の取り組み

ア：各部門安全委員会

安全委員会では、各部門単位で安全に関係する問題を討議し、改善策を検討しています。また各社員に対して安全意識の高揚のための安全教育を実施しています。自らの部門で解決できない問題点については安全会議の場の上申し、会社全体としての解決を図っています。

イ：S A C C 安全情報

安全委員会で収集された情報を安全会議で検討し、周知徹底事項、改善事項、安全教育事項及びその他必要事項を掲載した S A C C 安全情報を、毎月全社員に対し通知しています。

- ④ 使用している航空機に関する情報 (2023 年 4 月 1 日～2024 年 3 月 31 日)

機種	機数	座席数 (席)	年平均飛行時間 (時間/機)	導入開始 時期 (年)	平均機齢 (年) <small>2024 年 3 月時点</small>
EC135	3	7	60	1998	19.9
AW109SP	5	7	190	2015	5.8

3. 法第 111 条の 4 の規定による報告（規則第 221 条の 6 第 3 号）

法第 111 条の 4 に規定する「航空機の正常な運航に安全上の支障を及ぼす事態」（事故及び重大インシデント、その他安全上のトラブル）の発生状況

(1) 報告総件数

2023 年度に事故及び重大インシデントの発生はありませんでした。また、その他安全上のトラブルとして、1 件報告事案がありました。

(2) トラブルの詳細

点検期限の超過（1 件）

機体の年次点検の際、救急用具（非常信号灯、防水携帯灯、救急箱）の定められた点検間隔である 60 日を 9 日超過していたことが判明しました。直ちに確認し、搭載していた救急用具に不具合がないことを確認しています。また、水平展開として当社事業機および運航受託機に救急用具の点検超過がないことを確認しました。

4. 輸送の安全を確保するために講じた措置及び講じようとする措置
(規則第 221 条の 6 第 4 号)

(1) 航空機の正常な運航に支障を及ぼす事態の再発防止のために講じた措置
『該当事項はありません。』

(2) 事業改善命令、嚴重注意その他文書による行政処分、行政指導を受けた場合の措置
2023 年 1 月 18 日に、東京航空局長から、『業務改善勧告』及び『安全統括管理者の職務に関する警告』を受けました。同年 2 月 20 日東京航空局長に対し、『業務改善勧告および安全統括管理者への警告に対する是正措置について』の報告書を提出しました。2023 年度は継続して是正処置を実行し、2023 年 12 月 26 日に報告書を東京航空局長に提出し受理していただいています。是正の主な取り組みは本項(3)に記載しています。

(3) 安全性向上のために講じた措置及び講じようとする措置

① 整備部門の再編

2022 年 1 月 18 日に導入した整備本部制をさらに強化するため、事業機の整備業務を扱うヘリポート整備部に新たに品質管理課を設け、主に他社事業機の整備業務を請け負う MRO 整備部との業務を分離することで、ヘリポート整備部と MRO 整備部の責任と権限を明確化しました。

② 安全管理体制の再構築

整備部門の再編に合わせて業務関連規程の改訂を実施し、新しい業務処理手順の浸透を図り、確実な履行による、より強固な安全を守ることでよう取り組んでいます。

(4) 輸送安全の状況に関する総括評価

2023 年度も、事故及び重大インシデントを発生させることなく安全運航を維持することができました。また、2023 年度の安全目標であるヒヤリハット報告につきましては、目標を達成することができました。(年間目標 50 件、実績 92 件)

(5) 2024 年度安全目標

安全は当社の存立基盤であり最優先事項です。私たち一人ひとりが自己の職責とプロ意識を持ち、安全目標（指標）の達成に全社一丸で取り組みます。

① 航空事故及び重大インシデントの発生：0 件（重大指標）

会社設立以降の航空無事故記録を継続するため、航空事故及び重大インシデントの発生件数年間 0 件を目指します。

② 重点取り組み事項（3 件）に対する監査等の指摘件数：0 件

重大指標を達成するため、日常業務の確実な実施を遂行していきます。

ア：整備を行った際の搭載用航空日誌への整備記録の未記載

イ：運用許容基準の搭載用航空日誌への未記載

ウ：不具合処理票の未記載、不適切な記入

③ 外部機関で開催される安全セミナー、各種教育等への参加：5 件以上

業務に関する知識、法体制や仕組みの理解を深め、安全に対する基盤をさらに強化することを目的として、外部機関でのセミナーや各種教育等への参加を推進します。また、受講者だけでなく、他の社員の知識レベルや模擬経験値の向上も期待できることから、受講内容を社内にフィードバックすることも併せて推進します。

④ 安全パトロールの実施：12 回以上

現場におけるヒヤリハット等の安全対策の実施状況および令和 5 年度に新規に制定した「航空機整備ベーシック・マナーハンドブック」の実践状況を確認することを目的として、安全パトロールの実施を活動指標として新たに設定します。

⑤ ヒヤリハットレポートの 1 か月以内のリスク評価の実施：100 パーセント

ヒヤリハットレポートの提出は、安全活動への積極的な参画の現れであり、提出されたレポートを安全管理活動に活用するためには、リスクの評価および必要に応じた対策の立案が重要です。このため、1 か月以内のリスク評価を 100%実施することを目標値として設定します。

以上